

成蹊大学文学部社会調査士課程規則

制 定 2004年2月4日
文学部教授会
最新改正 2019年1月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則第34条第2項及び成蹊大学文学部規則第8条第2項の規定に基づき、成蹊大学文学部（以下「本学部」という。）の社会調査士課程に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学部に、社会調査士課程（以下「課程」という。）を置く。

- 2 課程の運営に関し必要な連絡調整を図るため、学部長の下に、課程運営委員会を置く。
- 3 課程運営委員会は、学部長が指名した者で構成する。
- 4 課程運営委員会は、課程の運営に係る連絡調整の結果を本学部教授会に報告する。

(目的)

第3条 課程は、本学部において社会調査士資格の認定に必要な科目を編成し、社会調査士資格の認定を受けるために必要かつ十分な教育を実施することを目的とする。

(単位の修得)

第4条 社会調査士資格の認定を受けようとする者は、別表に定める課程の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(登録及び履修)

第5条 課程を履修しようとする者は、原則として、2年次の始めに課程の登録を行わなければならない。

- 2 登録に際しては、所定の履修費を納入しなければならない。

(実習科目の履修)

第6条 「社会調査演習Ⅰ」及び「社会調査演習Ⅱ」を履修しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 前条に定める課程の登録を行っていること。
- (2) 「社会調査入門」及び「社会調査の方法」を既に修得していること。
- (3) 「現代社会研究の方法Ⅰ」及び「現代社会研究の方法Ⅱ」を既に修得していること、又は「社会調査演習Ⅰ」及び「社会調査演習Ⅱ」と同一年度に履修していること。

- 2 「社会調査演習Ⅰ」及び「社会調査演習Ⅱ」を履修しようとする者は、履修する年度の始めに所定の費用を納入しなければならない。

(卒業に必要な修得単位数への算入)

第7条 別表に定める授業科目の履修により修得した単位は、本学部規則の定めるところにより卒業に必要な修得単位数に算入する。

(資格認定に係る申請手続)

第8条 別表に定める所定の単位を修得した者は、社会調査士資格の認定申請をすることができる。

- 2 社会調査士資格の認定申請を希望する者は、申請に係る所定の手続を行わなければならない。
- 3 本学部は、本人の申請に基づき、社会調査士資格の認定に必要な単位を修得したことを証する課程単位修得証明書を発行するものとする。
- 4 社会調査士資格の認定申請に係る社会調査士資格認定機構への申請その他必要な手続は、教務部が行う。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、教授会の議を経て学部長が行う。

附 則 (略)

別表 社会調査士課程科目（第4条関係）

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科 目 区 分	授業科目・単位数・配当年次・ターム							備 考	
	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	
社会調査の基本的事項 に 関 す る 科 目	社会調査入門②							必修	
調査設計と実施方法に 関 す る 科 目		社会調査の方法②							必修
基本的な資料とデータ の分析に関する科目		量的調査入門（統計学）②							必修
社会調査に必要な 統計学に関する科目		量的調査法（統計分析）②							必修
質的な分析の方法に 関 す る 科 目		質的調査入門（資料分析）② 質的調査法（インタビュー）②							1科目以上 必修
社会調査の実習を 中 心 と す る 科 目					社会調査演習I② 社会調査演習II②			2科目必修	